

# 一般社団法人日本応用糖質科学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本応用糖質科学会と称し、英文名を The Japanese Society of Applied Glycoscience とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号パレスサイドビル株式会社毎日学術フォーラム内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、澱粉を始めとする各種糖質科学及び関連する酵素科学の進歩を図り、科学、技術並びに関連産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 応用糖質科学に関する学術集会の開催
- (2) 応用糖質科学に関するシンポジウム、ワークショップ等の開催
- (3) 応用糖質科学に関する機関誌及び学術図書等の発行
- (4) 応用糖質科学に関する研究の奨励及び業績の表彰
- (5) 国内外における関連学会・団体との交流及び連携
- (6) 前各号に附帯する一切の事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した大学又はこれに準ずる学校に在籍する学生
- (3) 名誉会員 この法人に対し特に功績があり、理事会が推薦し評議員会で承認された個人
- (4) 維持会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会

費として、評議員会において別に定める基準に従い支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員に当該評議員会の 1 週間前までにその旨を通知するとともに、除名に係る決議の前に評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払いの義務を別に定める基準に従い履行しなかったとき。
- (2) 総評議員が同意したとき。
- (3) 当該個人会員が死亡し、又は当該団体会員が解散若しくは破産したとき。

#### 第 4 章 評議員（社員）及び評議員会（社員総会）

(評議員)

第 11 条 この法人は、評議員を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(評議員の選任)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、別途定める選出方法により、正会員の中から別途定める被推薦基準を満たした者を候補者として選出された 50 名以上 60 名以内の者とする。
- 3 評議員選出を行うために必要な細則は、理事会において別に定める。

(評議員の資格喪失)

第 13 条 評議員が別に定める資格継続基準に抵触したときは、その資格を喪失する。

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 名誉会員は、評議員会に出席して、意見を述べることができる。
- 3 第 1 項の評議員会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額

- (2) 会員の除名
  - (3) 理事及び監事の選任又は解任
  - (4) 事業報告及び決算の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。なお、評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総評議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(議決権)

第19条 評議員会における議決権は、1評議員につき1個とする。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。また、他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び評議員会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

## 第5章 役員等

### ( 役員の設置 )

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上17名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、3名以内を編集委員長とする。
- 3 この法人の会長を法人法上の代表理事とする。

### ( 役員の選任 )

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び編集委員長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### ( 理事の職務及び権限 )

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を掌理しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 編集委員長は、編集委員会を主宰し、この法人の刊行物を総括する。
- 5 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### ( 監事の職務及び権限 )

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### ( 役員の任期 )

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### ( 役員の解任 )

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事

を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び編集委員長の選定並びに解職

(開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事(当該事項につき特別の利害関係を有する理事を除く。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。また、理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、法人法第91条第2項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第7章 支部

(支部)

第36条 この法人は、事業を広く普及するために、支部を置くことができる。

- 2 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

## 第8章 委員会

(委員会)

第37条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、各種委員会を設けることができる。

- 2 前項の委員会の議事の運営に関して必要な細則は、理事会において定める。

## 第9章 会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(剰余金)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、第20条第2項の評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、第20条第2項の評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

附則

- 1 この定款は、法人法に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 日本応用糖質科学会(任意団体)に属する会員、評議員及び権利義務の一切は、平成27年7月1日をもって、一般社団法人日本応用糖質科学会に承継する。
- 3 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成28年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時会長(代表理事) 春見 隆文

設立時理事	春見 隆文	加藤 陽治	林 清	福田 恵温	天野 良彦
	後藤 勝	鮫島 吉廣	高田 正保	中西 泰介	中野 博文
	西尾 俊幸	平尾 和子	深溝 慶	三ツ井 敏明	北岡 本光
	森 春英	徳安 健			

設立時監事 井ノ内 直良 森 茂治

- 5 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員 住 所 略

氏 名 春見 隆文

設立時社員 住 所 略

氏 名 西尾 俊幸

以上、一般社団法人日本応用糖質科学会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年6月16日

設立時社員 春見 隆文

設立時社員 西尾 俊幸